

研究データポリシー

制定 令和2年3月26日
国立研究開発法人
産業技術総合研究所

1. 目的

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。

研究業務の過程または結果として得られたデータベース及びデータ（以下「研究データ」という。）は重要な知的資産である。研究データの適切な管理を行い、有効な利活用を図るための基本方針を「研究データポリシー」として以下のとおり定める。

これにより、研究所は科学技術の発展はもとより、産業、さらには文化の振興に寄与すること、並びに、研究所および研究データの作成者が広く社会に認知され、評価される手段を与えることを目的とし、積極的な研究データの公開を推進する措置を講ずる。

2. 対象とする研究データ

2.1. 研究データの範囲

本ポリシーの対象とする研究データは利活用や相互運用性を前提に体系的に整理され、機械可読性が確保されたもののうち、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究成果物¹等のうち「研究によって又は研究を行う過程で得られたデータ」等のうち一般に公表されたもの、及び研究所が管理する対象として選定を行なったもの。
- (2) 研究所以外が原権利者²となる研究データであり、利活用を図るため、個別契約等により研究所が提供を受けたもの。

¹ 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程(https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyuseikabutsu.pdf)

² 研究所に研究データの開示や利用を許諾した著作権者またはデータ利用権利者をいう

2.2. 研究データの帰属

- (1) 研究所の職員等による研究成果物は研究成果物等取扱規程において「職員等によって研究所において職務上得られた研究成果物等は、特段の定めのない限り、研究所に帰属する。」と規定しており、特段の定めがない限り、研究データは研究所に帰属し、研究所はその利用権限³を有する。さらに、研究データがデータベースの著作物である場合には、職務発明取扱規程⁴において部門等の長が職務発明と認定した場合には研究所を著作者とし、発明者は著作者人格権に相当する権利を行使しないと規定している。
- (2) 研究所が他の機関等との共同研究・委託研究等の成果物として得た研究データの帰属については当該他機関等との取り決めによる。
- (3) 他の機関等から提供を受けた研究データの帰属については、別に定めるところによる。

2.3. 研究データの利用区分

(1) 公開データ

広く一般に無償で提供する研究データ。インターネット上で開示し、アクセスできるように設定する。

(2) 限定公開データ

- ① 不特定多数に提供可能であるが財産的価値が認められ無償でない⁵研究データ
- ② 産業技術もしくは国内の産業に不利益を与えることが容易に推測されるため限定的に提供する研究データ
- ③ 利用者を指定して限定的に提供される研究データ
- ④ 個人情報保護等の観点から取扱いに配慮が必要な研究データ

研究所と利用者において個別契約や約款等により提供方法や取扱いを定める。

契約においては「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」⁶等を参照する。

(3) 非公開データ

³ 特段の定めがないときは、データを利用、開示、譲渡（利用許諾を含む）及び処分することの他、データに関わる一切の権限を含むものとする。

⁴ 国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程(https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/syokuhatsu.pdf)

⁵ 「無償でない」とは、データ提供にあたり金銭の授受が発生するか否かに関わらず、データの経済価値に対する何らかの反対給付が求められる場合とする。

⁶ 経済産業省 AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版などを参考とする。
(<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html>)

原則として研究所以外に提供しない研究データ。論文等の公表の元となったデータ等のうち、公開することが不相当である次のような例のデータ⁷。

- (a) 秘匿を条件に取得したデータ
- (b) 法人や個人の権利利益を害するおそれがあるデータ
- (c) 国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるデータ
- (d) 個人情報保護の観点から公開することが不相当であると判断するデータ

2.4. 研究データの情報セキュリティ

研究データの取扱いについては知的財産、営業秘密、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する法令、及び研究所の関係規程を遵守する。データ作成者は「産業技術総合研究所情報セキュリティ規程」⁸を参照し、研究データに関する情報の格付け（機密性・可用性・完全性）を指定する。研究所は情報の格付に応じた細心の情報セキュリティ対策を講じる。

2.5. 研究データの管理

研究所は研究データ取扱い一般に関して管理負担、利活用の便宜、研究分野の特性や創出の経緯を考慮して研究データ管理計画を策定し、適切に整理、保存、管理に務める。

また、研究所は国や公的資金提供機関との契約等により研究データの公開、又は供用が義務づけられた場合、データ作成者に対し遅滞なく履行することを命令できる。

3. 研究データの提供・開示

3.1. 研究データの利用規約

研究所は、研究データの提供・開示を行う際には、当該データを用いて作成した論文等の研究成果物等の公表の可否や、当該論文等におけるデータ引用元の表示など必要な条件を示し、これらを遵守するよう求める。

提供・開示を行う研究データの利用規約は別途条件を定めた場合を除き、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY（国際 4.0 表示）⁹や政府標準利用規約¹⁰等への準拠を原

⁷ 非公開データに対して開示の要望や情報公開法に基づく開示請求があった場合には、データを開示できない理由を公開することを原則とする。

⁸ 国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程(https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/securitykitei.pdf)を参照

⁹ クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは(<https://creativecommons.jp/licenses/>)

¹⁰ 内閣官房 IT 総合戦略室「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」別添 1 「政府標準利用規約(第 2.0 版)」

則とするが、継承 SA、改変禁止 ND、非営利 NC、等の条件について附加することができる。合理的な根拠により二次利用に制限がある場合は、その旨を具体的に示す。

3.2. 研究データの提供期間

研究所は、研究データを可能な限り速やかに提供・開示を行うことに努める。ただし、合理的な範囲において提供・開示までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。研究所は、公開データについて、可能な限り継続的に提供を行うよう努める。やむを得ない事由がある場合には、研究所の判断により提供を打ち切る事がある。限定公開データおよび非公開データについて、特に定めがない場合には保存期間を「研究記録の管理等に関する規程」¹¹に準拠する10年間とする。

3.3. 研究データの形式および付帯情報

研究データは、機械的に処理・再利用できること、及び汎用性があり長期間にわたり可読性が期待される形式で保存する。特に公開データは可能な限り FAIR¹²原則に則って提供・開示する。このため、データが一意で永続的な DOI¹³等の識別子を研究分野の特性に応じて付与する。データを検索するためのメタデータ、記述形式を示す説明、及び改変履歴を添付する。メタデータはデータの知識表現のため、分野ごとのコミュニティの標準を満たす国際的な形式に従うことが望ましい。

4. 免責

研究所は、研究所の正当な手続きによる研究データの整理、保管、提供・供用、公開、廃棄その他の取扱い、及びそれらの研究データを用いて行う行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）の利用に伴って生じる一切の不利益などに対していかなる責任も負わないものとする。

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1.pdf), 2.0 版より CC BY4.0 に準拠

¹¹ 国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程 (https://www.aist.go.jp/Portals/0/resource_images/aist_j/outline/comp-legal/pdf/kenkyukiroku_kitei.pdf)

¹² Findable, Accessible, Interoperable, Reusable

¹³ Data Object Identifier